熊本県公報

第１１１７６号
平成16年10月1日（金）
（毎週　月・水・金発行）

目　次

告　示
○漁船保険義務加入の同意の承認……（漁　政　課）1
○町及び字の区域の設定……（市町村総室）1
○道路の供用開始……（道路総務課）2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……（砂　防　課）2
公　告
○争議予告……（労働雇用課）3
登　載　依　頼
○教育委員会の会議の開催……（総務広報課）4
○平成16年6月8日から平成16年8月23日までの間に実施した監査の結果に関する報告……（監査委員事務局第二課）4
○監査報告公表事項に係る改善措置結果……（　〃　）14
○第1回熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会の開催……（福祉まちづくり課）18
○平成16年度熊本県警察非常勤職員（カラーガード隊）選考採用試験の実施……（警察本部）18
○平成16年度第5回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催……（土木技術管理室）19
○熊本県森林審議会の会議の開催……（林　政　課）19

告　示

熊本県告示第988号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成12年12月2日熊本県告示第788号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成16年10月1日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成16年10月1日

熊本県知事　潮　谷　義　子

長洲加入区

熊本県告示第989号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり町及び字の区域を設定する旨宇土市長から届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年10月1日

熊本県知事　潮　谷　義　子

設定前の町	設定前の字	区域	設定後の町	設定後の字
岩古曽町	野添	757の1、757の3、757の7から757の76まで、760、791、814、822、834の2、885の7、885の11、885の12、909、923の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	花園台町	花園台
岩古曽町	前原	1024の1、1024の4	花園台町	花園台
岩古曽町	前田	673の1、673の3から673の21まで、731の4、731の5及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	花園台町	花園台
花園町	坂本	817の1、831の1及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部	花園台町	花園台

花園町	池ノ口	432の1、433の1から433の125まで及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	花園台町	花園台
花園町	楢崎	375の1、375の4から375の45まで、415の2、428の4	花園台町	花園台

熊本県告示第990号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年10月1日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年10月1日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長（メートル）	備考
一般県道	三本松甲佐線	下益城郡砥用町大字甲佐平字上霍 1341番1地先から 同所　同字 1326番2地先まで	112.0	単道改

2　供用開始する期日　平成16年10月1日

熊本県告示第991号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

平成16年10月1日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　滝地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡市	町村	大字	字	番地
1	阿蘇郡	西原村	河原	滝	2349地先（道路）
2	〃	〃	〃	〃	2350-1
3	〃	〃	〃	〃	2352
4	〃	〃	〃	〃	〃
5	〃	〃	〃	〃	2355
6	〃	〃	〃	〃	2356
7	〃	〃	〃	〃	2360
8	〃	〃	〃	〃	2403
9	〃	〃	〃	〃	2401
10	〃	〃	〃	〃	2397
11	〃	〃	〃	〃	2392
12	〃	〃	〃	〃	2364地先（道路）

2　坂谷（B）地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡市	町村	大字	字	番地
1	上益城郡	甲佐町	坂谷	戸ノ上	2420-1
2	〃	〃	〃	〃	2316-1
3	〃	〃	〃	〃	2317
4	〃	〃	〃	〃	2320
5	〃	〃	〃	〃	2322地先（道路）
6	〃	〃	〃	〃	〃

3　辺場地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡　市	町　村	大　字	字	番　地
1	上益城郡	甲佐町	白　旗	高　砂	298-27
2	〃	〃	〃	〃	331-1
3	〃	〃	〃	〃	328-2
4	〃	〃	〃	〃	328-1
5	〃	〃	〃	〃	326-1
6	〃	〃	〃	〃	326-4

4　新屋敷地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡　市	町　村	大　字	字	番　地
1	水俣市		深　川	新屋敷	1690
2	〃		〃	〃	1695-1
3	〃		〃	〃	1781
4	〃		〃	〃	1695-2
5	〃		〃	〃	1706-1
6	〃		〃	〃	1702
7	〃		〃	〃	1676
8	〃		〃	〃	1677
9	〃		〃	〃	1672
10	〃		〃	〃	1669 地先
11	〃		〃	〃	1687 地先

5　村内（A）地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡　市	町　村	大　字	字	番　地
1	水俣市		深　川	村　内	272
2	〃		〃	〃	270
3	〃		〃	村　上	283-3
4	〃		〃	〃	286-1
5	〃		〃	〃	285-2
6	〃		〃	村　内	282-2
7	〃		〃	〃	279
8	〃		〃	〃	273

公　　告

熊本県公告第778号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、熊本県医療労働組合連合会執行委員長から平成16年9月21日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、同法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成16年10月1日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　争議行為の目的

（1）　夏季賞与を一律1.5か月支給すること。

（2）　施設内に組合掲示板の設置を認めること。

（3）　組合に西合志病院の会議室、コピー機、印刷機などの使用を認めること。

2　争議行為の日時

平成16年10月2日から目的を実現するまでの間の連日又は短時間

3　争議行為の種類